
地方版自転車活用推進計画

策定の手引き（案）

国土交通省 自転車活用推進本部

2018年8月



目次

はじめに	1
1. 地方版推進計画の策定の位置付け、策定主体	2
(1) 地方版推進計画策定の位置付け	2
(2) 地方版推進計画の策定主体	3
2. 検討体制、策定手順	4
(1) 検討体制	4
(2) 策定手順	4
3. 計画の構成	6
4. 計画の標準的な記載内容と策定手法	7
(1) 計画の目的・区域・期間、計画の位置付け	7
(2) 現状及び課題、計画の目標	10
(3) 実施すべき施策、実施スケジュール	12
(4) 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法	13

はじめに

わが国においては、これまで、「自転車道の整備等に関する法律」（昭和 45 年法律第 16 号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和 55 年法律第 87 号）に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきた。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成 28 年法律第 113 号）が 2017 年 5 月 1 日に施行された。

その後、同法第 9 条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下「国の推進計画」と呼ぶ。）が、2018 年 6 月 8 日に閣議決定されたところであり、また、同法第 10 条及び 11 条において、都道府県・市町村（特別区を含む。）は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されているところである。

本手引きは、国の推進計画を踏まえて、都道府県自転車活用推進計画及び市町村自転車活用推進計画（以下「地方版推進計画」という。）の策定に向けて検討する際に参考となる情報を整理したものであり、本手引きを活用することにより、地域の実情に応じた地方版推進計画の策定が進むことを期待する。

1. 地方版推進計画の策定の位置付け、策定主体

(1) 地方版推進計画策定の位置付け

- 地方版推進計画は、各地方公共団体における自転車に関する政策に関する最上位の計画として位置付けるものである。
- 地方版推進計画においては、施策内容やその実施場所、推進主体、実施スケジュールなどをできるだけ具体的に記載するとともに、計画の策定に当たっては関係する部局や団体などが連携することにより、計画の実現・実行可能性を高める。

【参考】自転車活用推進法 第三章 自転車活用推進計画等 (都道府県自転車活用推進計画)

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 地方版推進計画の策定主体

- 地方版推進計画の策定主体は、都道府県及び市区町村となる。
- なお、設定する目標や推進すべき施策の内容によっては、隣接都道府県や域内の市区町村と共同策定することも考えられるため、それらを考慮した上で、策定主体を決定する。



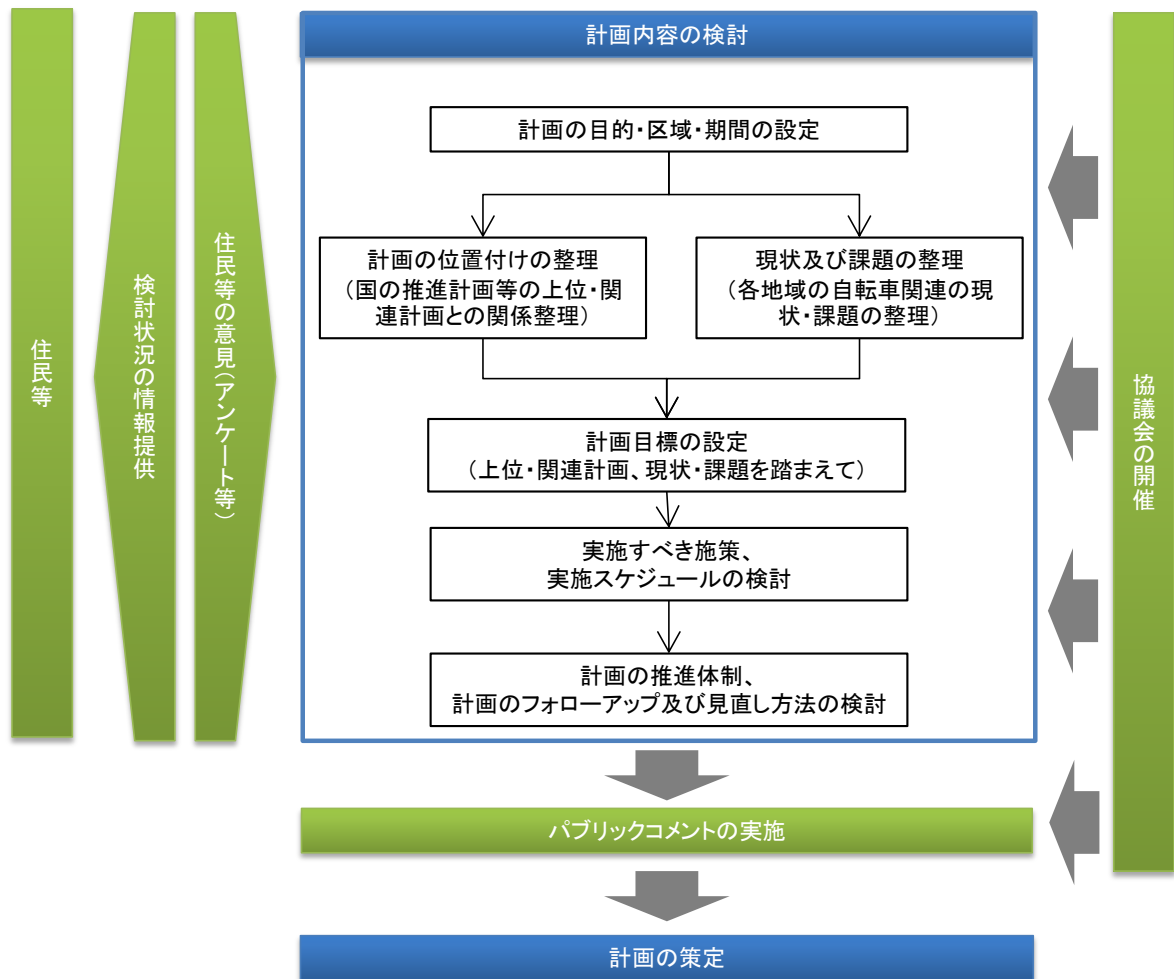
2. 検討体制、策定手順

(1) 検討体制

- 地方版推進計画を検討する際には、施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行うためにも、計画に関連する関係者による協議会を設置し、検討する。
- 協議会の構成メンバーには、地方公共団体と各種交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等）、道路管理者、都道府県警察本部（又は管轄警察署等）とし、加えて、有識者、想定される施策に関係する各種団体、まちづくり活動団体、教育委員会、一般市民等が想定される。

(2) 策定手順

- 次頁に計画策定の手順（例）を示す。住民等意見の反映や合意形成をスムーズに行うために、有識者を含む協議会の開催や、アンケート等を実施し、様々な意見を計画に反映するとともに、検討結果に対するパブリックコメント等を実施する。
- なお、住民を対象としたアンケートや市民モニターの活用等により、合意形成が十分に図られうる場合においては、必ずしもこの手順にとらわれる必要はない。
- 計画の検討状況は住民等に適宜情報提供する。



3. 計画の構成

- 自転車活用推進法には、地方版推進計画の構成は示されていないが、国の推進計画の構成を参考とし、地方版推進計画の構成を検討する。
- 下記に計画の標準的な構成（例）を示すが、地域の実情を反映し、必ずしもこの構成にとらわれる必要はない。
- なお、計画の記載内容については、各策定主体の判断により決定するものであり、基本的な方針のみを示す基本計画と、詳細な施策まで示す実施計画を分割して、策定することも考えられる。

【地方版推進計画の構成（例）】

- （１）計画の目的・区域・期間、計画の位置付け
- （２）現状及び課題、計画の目標
- （３）実施すべき施策、実施スケジュール
- （４）計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法



4. 計画の標準的な記載内容と策定手法

(1) 計画の目的・区域・期間、計画の位置付け

1) 計画目的の設定

- 地方版推進計画の目的は、国の推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、各地方公共団体の抱える課題や有する地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討する。

2) 計画区域の設定

- 地方版推進計画の区域は、自転車利用の状況を把握し、その課題を整理するとともに、地域の関連計画、まちづくりの観点を考慮の上、対象エリアを検討する。
- なお、地方版推進計画は、地域の実情に合った計画とすることが重要であるため、各地方公共団体のエリアのみを対象区域とするだけでなく、地域の生活圏や広域観光圏などを踏まえた上で、都道府県境や市町村境を跨ぐエリアや、都道府県内の一部のブロックを対象区域とすることも可能である。

3) 計画期間の設定

- 国の推進計画では、自転車の利用を拡大する上で、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や交通安全の確保等の課題は、いずれも一朝一夕に達成することは容易ではなく、長期的な視点に立った着実な取り組みが求められることから、長期的な展望を視野に入れつつ、本計画と関連を有し、2020年度を計画期末とする「交通政策基本計画」（2015年2月13日閣議決定）等の各種計画との連携を図り、2020年度までを計画期間としている。
- これを踏まえ、地方版推進計画の計画期間については、国の推進計画との整合を図り2020年度とする、もしくは、より長期の期間を設定することが望ましい。その際、地方公共団体における関連計画の計画期間も踏まえて設定することも考えられる。

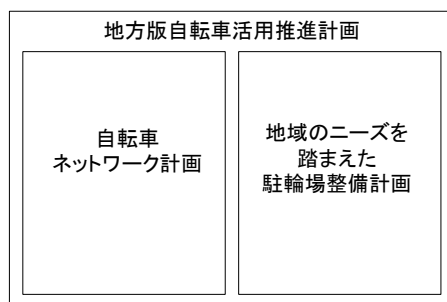
4) 計画の位置付けの整理

a. 国の推進計画及び地方版推進計画との関連

- 都道府県は、国の推進計画を勘案するとともに、周辺の地方版推進計画との整合を図り計画を定める必要がある。（都道府県が策定する計画は、市町村が計画を策定する際のベースとなることに留意し、市町村の意見を反映した計画とすることが望ましい。）
- 市町村は、国の推進計画及び都道府県の地方版推進計画を勘案するとともに、地域の実情に応じて、周辺の地方版推進計画との整合を図る必要がある。

b. 自転車に関する既存計画との関連

- 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月 19 日道路局長・交通局長通知）に基づく「自転車ネットワーク計画」及び地域のニーズを踏まえた駐輪場整備計画を、地方版推進計画内に位置付けることを検討する。



- その際、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく「自転車等の駐車対策に関する総合計画」が既に策定済みである場合には、整合性に留意する。
- また、自転車の通行空間の確保は、自転車活用推進の基本であるため、特に市町村の地方版推進計画においては、自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とするべきである。

c. その他関連計画との関連

- 地方公共団体の総合計画やまちづくりの関連計画である都市計画や市町村マスタープラン、交通分野の関連計画である都市交通マスタープランや都市・地域総合交通戦略等を整理し、地方版推進計画との関連を整理する。その他の交通、観光、健康等の関連計画等についても同様に整理する。
- なお、上記計画内において位置付けられた関連する施策については、地方版推進計画との整合が図られていることが望ましく、該当施策については地方版推進計画においても位置付けられることが重要である。
- さらに、国土強靱化地域計画を策定している地方公共団体については、地域計画が当該地方公共団体の国土強靱化に係る他の計画等の指針となることに留意する。

（その他関連計画の例）

- ・ 総合計画
- ・ 都市計画
- ・ 市町村マスタープラン
- ・ 都市交通マスタープラン
- ・ 都市・地域総合交通戦略
- ・ 地域公共交通網形成計画・再編実施計画
- ・ 自転車等の駐車対策に関する総合計画
- ・ 観光関連計画
- ・ 健康関連計画
- ・ バリアフリー基本構想
- ・ 国土強靱化地域計画
- ・ 地域防災計画
- ・ 第10次交通安全基本計画（中央交通安全対策会議決定）及び各地方公共団体において策定する交通安全基本計画
- ・ 文部科学省交通安全業務計画
- ・ かわまちづくり計画 等

(2) 現状及び課題、計画の目標

1) 現状分析及び課題整理

- 現状分析及び課題整理の方法について下記に示す。ただし、地方版推進計画の策定に当たっては、地域の状況に応じて現状分析内容の取捨選択を行い、必要となる検討を行う。

a. 自転車に関する現状分析

- 自転車交通の現状を把握するに当たって、自転車利用に関する現状として、地域の交通基盤（道路網、公共交通網、駅・バス停等）、交通特性（歩行者、自転車、自動車、公共交通の利用状況や事故発生箇所等）、道路空間の状況、交通規制の状況、地勢等（地形の起伏、人口分布・年齢階層等）、施設立地（自転車利用者が多く利用する施設、駐輪場やシェアサイクルのポート配置等）の現状並びに計画について収集し整理する。
- 加えて、地域で定めた交通安全、環境や観光、健康・福祉等、地方版推進計画に関連すると考えられる項目についても、現状を把握する。
- データ収集に当たっては、自転車利用や交通安全をテーマに地域で積極的に活動している民間や NPO 等の活動団体との交流・連携のもとで収集、またはすでに収集しているデータを活用することも有効である。
- その他、市民や自転車利用者等の意見を確認し、現状分析を行う。

b. 自転車に関する課題整理

- 現状分析に基づき、自転車交通に関する課題を整理する。
- その際、過去及び現在、将来の状況を比較することにより、課題を明らかにする。

（例）中高生の通学時の自転車関連事故が多発しており、これらの事故対策が課題

（例）鉄道駅周辺においては 500 台程度の駐輪場整備されているものの、商店街や観光地周辺の駐輪場の整備に遅れがみられ、当該エリアの駐輪対策が課題

表 現状分析の項目（例）

現状分析項目	使用データ（例）
人口	・国勢調査 ・国立社会保障・人口問題研究所 将来人口予測結果 等
地勢	・基盤地図情報 等
自転車交通関連情報 ◇ 道路 ◇ 公共交通ネットワーク（駅・バス停位置も含む） ◇ 自転車走行空間 ◇ 駐輪場位置・規模 ◇ レンタサイクル、シェアサイクル 等	・地方公共団体資料 ・民間事業者提供資料 ・国土数値情報 ・駐輪場台数調査 等
自転車利用状況 ◇ 自転車発生集中量 ◇ 自転車流動状況 ◇ 自転車断面交通量 ◇ 自転車関連事故状況 等	・パーソントリップ調査結果 ・プローブデータ ・道路交通センサス調査 ・警察資料 等
施設の立地状況 ◇ 大規模商業施設 ◇ 観光施設（観光ルートも含む） ◇ 学校（高校・大学など） 等	・地図 ・国土数値情報 等
財政状況	・地方公共団体内部資料
自転車に関する市民意識 ◇ 自転車に関するアンケート結果 等	・市民アンケート ・利用者アンケート 等

- 現状分析・課題の整理に当たっては、上記の項目全てを把握する必要はなく、また地域の実情や計画策定の背景を踏まえて必要と思われる項目（例：サイクリスポートの実施状況等）については追加するなど、適宜抽出ならびに追加することが重要である。

2) 計画目標の設定方法

- 地域の関連計画や、自転車に関する現状・課題を踏まえるとともに、国の推進計画の目標を勘案した上で設定する。
- なお、目標設定に関しては、地域ごとに設定すること、テーマ別（交通安全編、観光編など）に設定することも考えられる。

参考：国の推進計画における自転車の活用推進に関する目標

- 目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- 目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- 目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- 目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(3) 実施すべき施策、実施スケジュール

1) 実施すべき施策の検討方法

- 実施すべき施策については、地域における現状・課題を踏まえたうえで、設定した計画目標の達成に向けて、必要な施策を検討する。
- その際、国の推進計画の記載事項の着実な実施に向けて、地方版推進計画の策定に当たって検討が必要な施策について別添に示す。
- なお、実施すべき施策は、何を、どのような目的で、誰が、どのように、いつまでに実施するのかを明確にすることが、施策の実効性を確保する上で、重要である。

2) 実施スケジュール

- 実施スケジュールについては、実施する施策ごとに、誰が、いつまでに取り組むのかを示す。

(4) 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法

1) 計画の推進体制

- 地方版推進計画に位置付けられた指標を達成するため、関係部署、関連団体が緊密に連携して施策の推進を図る。
- 地方版推進計画に関連する施策は多岐にわたることから、関連部局も多く存在するため、地方版推進計画の進捗を把握するための協議会を設置し、推進状況を共有する。
- なお、計画推進に関する体制として参画する構成メンバーは、計画策定時の協議会構成メンバーと同一とすることも考えられる。

2) 計画のフォローアップ及び見直し方法

a. 計画のフォローアップについて

- 地方版推進計画について、必要に応じて有識者等の助言を受けつつ、毎年度当初に、各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、その結果を公表する。
- 各施策の進捗状況のフォローアップを行うに当たっては、できる限り、地域における指標を設定する。
- 指標の設定に当たっては、必要に応じて、客観的かつ定量的な指標の活用も考慮する。また、指標の項目については、自転車交通に関するものに限らず、地域の実情に応じて社会、環境等、幅広い項目を設定することが考えられる。
- なお、国の推進計画に示された指標と同じ指標を設定する際には、指標の定義、目標値について整合を図る。

b. 計画の見直しについて

- 計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行う。
- なお、国の推進計画、及び、各地方公共団体が属する都道府県の地方版推進計画において改定がなされた場合には、改定内容と当該計画の記載内容との整合性を確認した上で、必要に応じて各計画の見直しを検討する。

【国の推進計画の目標達成に向けて検討が必要な施策】

目標１ 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策１． 自転車通行空間の計画的な整備推進……………	別添-3
施策２． 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進……………	別添-6
施策３． シェアサイクルの普及促進……………	別添-7
施策４． 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進……………	別添-9
施策５． 自転車のIoT化の促進……………	別添-10
施策６． まちづくりと連携した総合的な取組の実施……………	別添-11

目標２ サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策７． 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進……………	別添-13
施策８． サイクルスポーツ振興の推進……………	別添-14
施策９． 自転車を活用した健康づくりの推進……………	別添-15
施策１０． 自転車通勤等の促進……………	別添-17

目標３ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策１１． 国際的なサイクリング大会等の誘致……………	別添-18
施策１２． 世界に誇るサイクリング環境の創出……………	別添-19

目標４ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策１３． 安全性の高い自転車普及の促進……………	別添-21
施策１４． 自転車の点検整備の促進……………	別添-23
施策１５． 自転車の安全利用の促進……………	別添-24
施策１６． 学校における交通安全教育の推進……………	別添-29
施策１７． 自転車通行空間の計画的な整備推進（施策１と同様）……………	別添-31
施策１８． 災害時における自転車活用の推進……………	別添-31

- ・ 次項より、国の推進計画の着実な実施に向けて、地方版推進計画の策定に当たって検討が必要な施策について、施策例を示す。
- ・ 施策例については、都道府県自転車活用推進計画において検討されるべき施策と市町村自転車活用推進計画において検討されるべき施策があり、各計画主体において検討されるべき施策を選択することが望ましい。
- ・ なお、例示している施策以外についても、地域の実情、技術開発動向等を踏まえて、積極的に検討する。

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

【施策の基本方針】

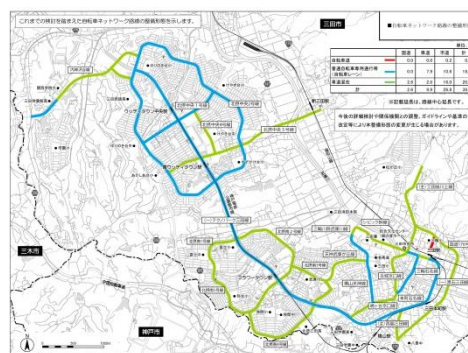
- ・コンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。このため、自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。
- ・また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、自動車への依存が強い地方部をはじめとして、通学利用にとどまらず、大人になってからも、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を図る。

施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

- 地方版推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車
が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

①自転車ネットワーク計画の策定

- ・ 地方版推進計画を作成する際には自転車ネットワーク計画を計画の中に位置付けることが望ましい。
- ・ 地域の自転車利用の実情や、交通事故発生状況等を踏まえ、自転車通行空間のネットワークを計画する。
- ・ 自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて、自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線候補の中から面的な自転車ネットワーク路線を選定する。
- ・ なお、計画には、整備形態、整備路線、延長、整備想定時期を明記することが望ましい。
- ・ また、河川区域内に自転車通行空間を位置付ける際には、河川部局と十分に調整した上で、位置付ける。



自転車ネットワーク基本路線を設定し、選定条件を当てはめ該当路線を抽出した上で、連続性に配慮し、利便性の高い「自転車ネットワーク路線」を設定

【出典：兵庫県三田市】

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・ 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁）

②自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク計画に基づき、ネットワークに位置付けられた路線において、自転車通行空間の整備を行う。整備に当たっては、自転車ネットワーク路線毎に交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備形態を選定する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁）
- ・平面交差の計画と設計―自転車通行を考慮した交差点設計の手引（交通工学研究会）
- ・自転車利用環境整備のためのキーポイント（公益社団法人日本道路協会）

自転車道



自転車専用通行帯



車道混在



【出典：国土交通省】

③「自転車車線（仮称）」の設置検討

- ・今後、道路構造令に規定される、自転車車線（仮称）について、自転車ネットワーク計画への積極的な適用を検討する。



自転車専用通行帯の例（埼玉県さいたま市）
【出典：国土交通省】

④自転車通行空間の改善

- ・様々な利用者の意見を聞きながら、路肩や交差点等の自転車通行空間の安全性・快適性の改善を検討する。



自転車の走行性に配慮した排水構造の例
（広島県福山市）【出典：国土交通省】

⑤道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用

- ・ 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。

自転車ナビライン設置と左折車との交錯を避けた現示調整を行った例
(東京都港区・札の辻交差点)



⑥自転車マップの作成

- ・ 自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間やサイクルポートの位置、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を示したマップを作成する。

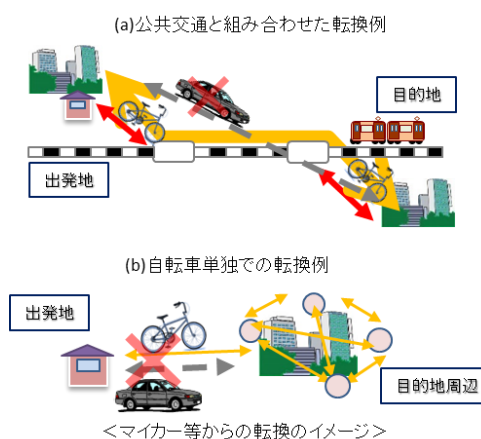
サイクリングコース、坂道、サイクルポート、自転車店、コンビニ等が示されたマップの例【出典：堺市自転車地図】



⑦自転車利用促進に関する広報啓発

- ・ マイカー等から自転車への転換による CO₂ 削減効果の把握等をふまえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発を実施する。

マイカーから自転車への転換イメージ【出典：環境省】



施策 2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

- 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

① 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備

- ・ 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、地域における荷さばきルールの策定や、植樹帯や停車帯の設置に関する弾力的な運用による荷さばき場や路外駐車場の整備を進める。



自転車走行空間創出のための路上荷捌き路外転換実験を実施
【出典：東京都練馬区】

② パーキング・メーター等の撤去の検討

- ・ 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討する。



パーキングメーターの撤去による自転車専用通行帯整備事例
(神奈川県横浜市)【出典：警察庁】

③ 駐車禁止等の規制実施

- ・ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態等や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。



自転車専用通行帯の駐車禁止の規制事例【出典：国土交通省、警察庁】

④ 違法駐車の積極的な取締り

- ・ 地域住民の意見・要望を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。



違法駐車取締り重点地域例
【出典：国土交通省、警察庁】

⑤ 駐車監視員による違反車両の確認

- ・ 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。



違法駐車の確認イメージ
【出典：警察庁】

施策3. シェアサイクルの普及促進

- シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

① シェアサイクルの導入検討

- ・ 自転車が都市交通を支える公共性を有するモビリティであるという観点を踏まえ、シェアサイクルについて他の移動手段との役割分担を明確にした上で、関係者と連携し導入を検討する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・ 自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）



岡山市では、まちなかの移動手段として、シェアサイクルを導入
【出典：ももちやり HP】

②公共用地・民地等へのサイクルポートの設置検討

- ・シェアサイクルのポートの高密度化等を図るため、路上や公共用地、コンビニ等の民有地へのサイクルポートの設置について、関係者と連携し検討する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）



公開空地へのサイクルポートの
設置例（神奈川県横浜市）

③鉄道駅周辺へのサイクルポート設置の推進

- ・鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）



鉄道駅出入口の設置例
（東京都江東区・豊洲駅）

④サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備促進

- ・公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。



サイクルポート近くの自転車通行
空間の整備事例（北海道札幌市）

施策4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

- 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

① ニーズに対応した駐輪場の整備

- ・ 地域の駐輪ニーズをきめ細かく把握した上で、駅周辺を含めた地域全体の駐輪場整備計画を検討する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・ 自転車等駐輪場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）



小規模分散型の駐輪施設の整備事例
【出典：福岡県福岡市】

② 鉄道事業者への積極的な協力の要請

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律に基づき、鉄道事業者の積極的な協力を求めていく。
- ・ 駅周辺の駐輪場整備に当たっては、鉄道事業者の協力を求めるとともに、必要に応じて、鉄道事業者と協議に際して、国に参画を要請する。



鉄道事業者による駐輪場用地の市への提供（無償・有償）など駐輪対策全般に対する協力を要請（兵庫県神戸市）【出典：神戸市自転車利用環境総合計画】

施策 5. 自転車の IoT 化の促進

- 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車の IoT 化を促進する。

① IoT を用いた駐輪場やシェアサイクルの運営の効率化

- ・ 駐輪場やシェアサイクルを導入する際には、地域住民等のニーズを踏まえた上で、IC タグをはじめとした、IoT 技術を活用し、駐輪場やシェアサイクルの運営の効率化を検討する。



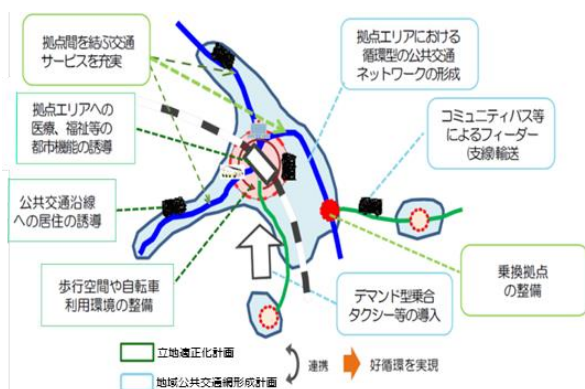
IC タグを用いたゲートシステムを採用した駐輪場の例(滋賀県草津市)

施策 6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

① まちづくりと連携した自転車施策の推進

- ・ 推進計画に自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等を位置付けるに当たっては、都市計画や立地適正化計画などまちづくりの計画との整合を図る。



コンパクト＋ネットワークのイメージ
【出典：国土交通省】

② ゾーン 30 や狭さく等による安全対策の実施

- ・ 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン 30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフトの両面から生活道路の交通安全対策を実施する。



【出典：国土交通省、警察庁】

③無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

- ・ 無電柱化の推進を図り、無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保を検討する。



無電柱化と合わせた通行空間の整備例（愛媛県松山市）

目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

【施策の基本方針】

- ・ 自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、国民の健康寿命の延伸等を目指す。このため、生活習慣病を予防し、あるいは寝たきりにならずに人生を健康に過ごし、QOLの向上に資するよう、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図る。
- ・ また、青少年の体力の向上や国民の余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

施策 7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進

- 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。

① 競技施設整備に関する検討

- ・ 地域におけるニーズを踏まえた上で、国際規格に合致した自転車競技施設等の整備について検討を行う。



伊豆ベロドローム(静岡県伊豆市)
【出典:サイクルスポーツセンターHP】



国営ひたち海浜公園 BMX コース(茨城県ひたちなか市)【出典:国営ひたち海浜公園 HP】

施策 8. サイクルススポーツ振興の推進

- 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。

① 既設競輪場や公園等の有効活用の促進

- ・ サイクルススポーツを身近で慣れ親しめるよう、関係者に協力を要請することにより、既設競輪場の市民への開放、公園内におけるサイクリングロードの整備や、公道の一時的な通行規制による練習環境の創出等を促進する。



競輪場の子供たちへ開放した体験会を実施している例【出典：大宮競輪場】

② タンDEM自転車の公道走行に関する検討

- ・ タンDEM自転車について、地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかける。

二輪タンDEM自転車 二人乗りで道路を走れます!!

※ 平成30年4月1日から千葉県道路交通法施行細則の一部改正により二輪タンDEM自転車二人乗りの公道走行が可能となりました。

二輪タンDEM自転車とは



2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。

変更点は



【改正前】
【改正後】

今まで、千葉県内の道路では二輪タンDEM自転車に一人だけでしか走れませんでした。改正後は二人乗りで走れます。

特徴は

- ① 視覚障害者や脚力が弱い人でも後席に乗車して楽しむことができます。
- ② ペダルが連動している機種がほとんどで、乗員同士の協力が必要です（発進、停止、右左折等）。
- ③ ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行います。
- ④ 発進時や横風により不安定になりやすいので注意が必要です。
- ⑤ 二人でこぐため、速度は出やすいですが、ホイールベースが長いので、小回りが効きません。

注意点は

- ① 走る前に練習しましょう。安全な場所で十分練習してから道路を走るようにしましょう。
- ② 乗員同士でコミュニケーションを取りましょう。ペダルが連動しており、ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行うので、後席の乗員が把握するためにも声を掛け合って発進、停止、右左折等しましょう。
- ③ ヘルメットをかぶる、手袋をする等、安全対策しましょう。

千葉県警察

止まります OKです



千葉県道路交通法施行細則の一部改正（平成30年4月1日施行）において、自転車の乗車人員の制限（第7条）について、二輪タンDEM自転車の二人乗り走行が可能となるよう新たに規定【出典：千葉県警察】

施策 9. 自転車を活用した健康づくりの推進

- 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

①健康増進の広報啓発

- ・運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を実施する。



地域住民の健康づくり推進のため、35歳以上の子育て世代が、3か月に3回集まって体調チェック、大学講師による健康教室、サイクリングを行い、理論と実践を兼ね備えた健康づくり事業（岡山県真庭市）【出典：(株)シマノ】

②健康増進と連携した観光事業の促進

- ・サイクルツーリズムを推進する企業・団体等とともに、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動を検討する。



温泉ライダーin 加賀温泉郷
【出典：(一社)ルーツ・スポーツ・ジャパン】

③健康増進効果に関する調査研究

- ・ 個人や一定の地域等において、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医科学的効果に関する調査研究を検討する。



1 体重、体脂肪率、筋肉率などがひと目でわかる体組成計。



2 習慣的に計測しにくい本格的な血圧計も自由に利用可能。

自転車通勤プログラム参加者からの意見聴取や、身体測定(体重、体脂肪、血圧、椅子からの立ち上がりテスト等)による健康経営、運動習慣促進の取組【出典：(株)シマノ、(株)フジクラ】

施策 10. 自転車通勤等の促進

- 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

① 自転車通勤の広報啓発

- ・ 企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための広報啓発を実施する。



エコ通勤奨励の事業所や、有識者による講演等で、市内事業所に自転車通勤推進のポイントを周知【出典：愛知県豊橋市】

② 地方公共団体の庁舎における駐輪場の整備

- ・ 自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備し、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。



合同庁舎にサイクルポートを設置した例（北海道札幌市）【出典：NPO 法人ポロクル】

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

【施策の基本方針】

- ・ 自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、市民参加型サイクリングイベント、世界のトップアスリートが参加する自転車競技の誘致・開催等を通じた観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。
- ・ このため、サイクリストの期待を超えるホスピタリティの提供を目指し、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から世界に誇るサイクリング環境の創出を目指す。

施策 1 1. 国際的なサイクリング大会等の誘致

- 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。

① 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致

- ・ 自転車に関する国際会議（Velo-city Global 等）や国際的なサイクリング大会を誘致について検討する。



©Yuzuru SUNADA

さいたまクリテリウム(埼玉県さいたま市)【出典:さいたまクリテリウム HP】

施策 1 2. 世界に誇るサイクリング環境の創出

- 官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備

- ・ 先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。



千葉・神奈川・静岡・愛知・三重・和歌山の6県を跨る太平洋岸自転車道【出典：静岡県 HP】

- ・ モデルルートとして設定したルート、自転車通行空間整備の内容を示す自転車ネットワーク計画及びモデルルートに対する全体の取組内容について、地方版推進計画に位置付ける。

②広域的なサイクリングロードの整備

- ・ サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、必要に応じて農道や臨港道路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・ 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省、警察庁）



土浦潮来自転車道から水郷北斎公園を含み、霞ヶ浦湖岸道路を一体のものとした総延長約 180 キロメートルのサイクリングコース（つくば霞ヶ浦りんりんロード）【出典：茨城県 HP】

③サイクルトレイン等の実施検討

- ・ 鉄道事業者やバス事業者に対して、サイクルトレインやサイクルバスの導入を要請することにより、サイクリストの受け入れ環境の充実を図る。



サイクリング専用列車 B・B・BASE(千葉県)

④サイクリスト受入サービスの充実の要請

- ・ 関係者に対して協力を要請することにより、道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港における受入サービスの充実を図る。また、訪日外国人を考慮した受入サービスについてもあわせて検討する。
- ・ 地域固有の文化、自然その他の特性（温泉の活用によるウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムなど）とサイクルツーリズムを融合させた体験型コンテンツの実施について検討する。



松山空港ターミナルビル 1 階に、お遍路さん・サイクリストをおもてなしする「休憩コーナー」「着替えコーナー」「自転車組立スペース」を設置
【出典：松山空港 HP】

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【施策の基本方針】

- ・ 自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自己の身の安全を確保するとともに、歩行者へ思いやりをもって自転車に乗ることが求められている。その上で歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。
- ・ このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。また、自転車の製造・出荷段階、出荷後の組立・販売段階及び販売後の段階の全てにおいて、安全で質の高い自転車の供給体制の整備を図る。
- ・ さらに、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

施策 1.3. 安全性の高い自転車普及の促進

- 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。

① 安全性の高い製品購入につながる広報啓発

- ・ 消費者が安全に自転車を利用できるように、啓発ポスターの作成や HP・広報誌での呼びかけなど、消費者へ安全な利用に向けた広報啓発を行う。



News Release
平成 29 年 10 月 27 日

**道交法の基準に適合しない電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう！
まずは、お持ちの自転車の型式について確認をしましょう！**

1 アシスト比率が道交法上の基準を超えていると判明した電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう

電動補助付自転車（以下「電動アシスト自転車」といいます。）のアシスト比率が道交法上の基準を超えていると、基準を超えたアシスト力が不安に加わることで、より、バランスを崩すなど危険です。基準に適合しない電動アシスト自転車で行くと法令違反となり、また、事故につながるおそれもあります。

2 道交法上の基準に適合しない電動アシスト自転車

警察庁は、7 製品の電動アシスト自転車のうち少なくとも一部に、道交法上のアシスト比率の基準を超えているものがあると公表しました。
(<http://www.npa.go.jp/youtou/kikaku/hicyle/pdf/201907motor-assisted-bicycle.pdf>)

なお、そのうちの 1 製品については、(独)国民生活センターの商品テストでも、アシスト比率が道交法上の基準を超えていることが判明しています。
(<http://www.johansen.go.jp/npa/geta-20191027-1.html>)

【道交法上の電動アシスト自転車のアシスト比率の基準】

人のペダルを踏む力とモーターによる補助力の比（アシスト比率）が

- ・ 走行速度時速 10km 未満では最大で 1 : 2
- ・ 時速 10km 以上時速 24km 未満では走行速度が上がるほどアシスト比率が徐々に減少
- ・ 時速 24km 以上では補助力が 0

になることとされています。（道交法施行規則第一條之三）

道交法の不適合の
電動アシスト自
転車について、車両
確認の注意喚起
【出典：消費者庁】



くらしの危険 343
自転車の前車輪の脱落に注意！
- 工具なしで車輪の着脱ができる
クイックリリースハブは乗車前に固定確認を！ -

自転車の中には、クイックリリースハブ[※]という工具を使わずとも車輪が着脱できる機構が使用されているものがあります。PIO-NETには、2012年度以降にクイックリリースハブを使用した自転車で前車輪が脱落してけがを負ったという相談が2件寄せられており、このうち1件以上のけがを負ったものは件数が増えました。走行中に前車輪が脱落した場合、重篤な事故に発展する傾向があります。クイックリリースハブを使用している自転車の乗車前には、前車輪の固定確認などの点検を行いましょう。

車輪の固定方法

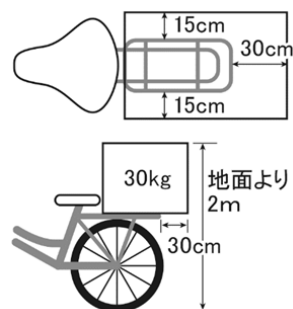
一般的な自転車
ボルトを工具で締め付けて
確実に固定します。

スポーツ車
カムレバーを締め直すことにより
確実に固定します。

自転車の前車輪の脱落に関する注意喚起リーフレット
【出典：(独)国民生活センター】

② 自転車の積載制限に関する検討

- ・ 自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。



条例に基づき、「東京都自転車安全利用指針」及び「東京都自転車点検整備指針」を公表し、自転車の交通ルールの内容、その教え方、点検整備すべき項目や方法等を説明【出典：東京都】

施策 1.4. 自転車の点検整備の促進

- 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

- ・交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。
- ・安全に自転車を利用するために、啓蒙ポスターの作成や HP・広報誌での呼びかけなど、定期的な自転車の点検整備を促す広報啓発を実施する。



整備不良自転車による事故防止を目的に、石川県自転車軽自動車事業協働組合と連携し春と秋に啓発週間を設け、自転車の簡易点検やチラシの配布、声かけ等による啓発活動を実施(石川県・金沢市)
【出典:金沢市まちづくり財団】

施策 15. 自転車の安全利用の促進

- 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

- ・ 民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」のポスター等を作成、配布する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。

自転車を安全に利用するための自転車安全利用五則等について解説するパンフレットを発行【出典：警察庁】



② 交通安全意識向上を図る広報啓発

- ・ 自転車の安全利用について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター貼付等、広報啓発に努める。



全国交通安全運動のポスター
【出典：内閣府】

③ヘルメット着用の広報啓発

- ・ 様々なイベントを活用して、通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
- ・ 条例の制定等により、ヘルメット着用の推奨について検討する。

ヘルメット着用を定着させ「自転車新文化」を発展させるための広報活動を実施【出典：愛媛県 HP】



④自転車運転者講習制度の着実な運用

- ・ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。

自転車運転者講習制度についてホームページに掲載するとともに、チラシを作成し情報発信【出典：警察庁】



⑤交通安全に関する指導技術の向上

- ・ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を実施し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。



交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会【出典：警察庁】

⑥高齢者向けの安全教室の実施

- ・自転車イベント等において、自転車の安全利用のための広報を実施するブースの設置や、シミュレーター等を活用した高齢者向けの安全教室を実施する。



シルバー人材センター事務所にて、シニア向け自転車交通安全講習会を開催し、近年の自転車事情に関するセミナー、歩行・バランス感覚を確かめる体力診断、自転車シミュレーターを使った危険予測体験の講座を実施（埼玉県さいたま市）【出典：ブリジストン HP】

⑦自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

- ・自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について、啓蒙ポスターを作成し、配布する等、地域住民への広報啓発を実施する。



道路管理者による啓発活動（東京都世田谷区）【出典：国土交通省】

⑧公務員に対するルールの遵守の徹底

- ・自転車の交通ルール遵守について、地域住民の手本となるよう、地方公共団体の所属職員は、自転車通行ルールの遵守を徹底する。



市役所職員に対するルールの周知（埼玉県幸手市）

⑨自動車教習所における教育の実施

- ・道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行し、自転車への注意喚起を促すなどの教育を実施する。



自転車専用通行帯の設置された道路
を走行する自動車

⑩多様なニーズに関する自転車製品の開発

- ・自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援する。



リヤカー付3輪電動アシスト自転車
【出典：ヤマハ発動機(株)、ヤマト運輸(株)】



介護用から宅配用まで幅広い使い方ができる前2輪電動アシスト自転車を開発
(TRIKE CARRY 前輪2輪電動アシスト自転車)【出典：豊田TRIKE(株)】

⑪自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

- ・自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定する。
- ・当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。



自転車の指導・取締り状況
【出典：警察庁】

⑫ リヤカー牽引自転車への交通ルールの周知徹底

- ・リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。



自転車ルールブックに、リヤカー牽引自転車が普通自転車で無いことや、従うべきルール等を詳細に解説(神奈川県横浜市)【出典：みんなのサイクルルールブックよこはま】

⑬ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

- ・地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。



警察と地域交通安全活動推進委員が共同で、通行中の自転車や歩行者に反射材等の啓発物を手渡し、安全運転の励行、交通ルールの遵守等と呼びかける街頭指導活動を実施【出典：福岡県警察 HP】

施策 16. 学校における交通安全教育の推進

- 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する

①交通安全教室の開催

- ・ 国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識を推進していく。



シミュレーターを活用した自転車教室
【出典：警察庁】

②交通安全教室の講師へ向けた講習会実施

- ・ 交通安全教室の講師がわかりやすい講習会を実施できるように、講師に向けた講習会を実施する。



自転車の安全教育関係者を対象に、自転車に対する正しい知識や、自転車交通安全教育における指導方法などの講習を実施し、地域における自転車安全教育指導者を養成【出典：日本交通安全教育普及協会HP】

③通学路周辺の安全点検の実施

- ・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。
- ・安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。

【検討に当たっての技術的な指針】

- ・通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（文部科学省・国土交通省・警察庁）



関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、自転車通行空間整備による歩行者との分離等、通学路の安全確保を図っている。(岩手県盛岡市)
【出典：盛岡市通学路交通安全プログラム】

施策 17. 自転車通行空間の計画的な整備推進（施策 1 と同様）

施策 18. 災害時における自転車活用の推進

- 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

①災害時における正しい自転車利用の推進

- ・ 国による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用について検討する。

三沢市立第三中学校では、生徒たちが自転車で学校から他の避難所まで避難する訓練を実施（青森県三沢市）
【出典：（一財）青森県教育厚生会 HP】



②庁舎等への自転車配備

- ・ 災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、地方公共団体の庁舎等に自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。



道路管理における緊急点検用自転車の配備 【出典：国土交通省】

その他. 保険などの加入義務を促進させる取組の推進

- ・ 自転車損害賠償保険等の加入促進を図るために、条例等による保険への加入義務化等を検討する。